平成14年
4月15日号
No.1090
● 毎月5・15・25日発行

広報 かもがわ

● 編集発行・鴨川市役所秘書課
広報広聴係
● 電話・0470(93)7827
● FAX・0470(93)7850
● 鴨川市横渚1450
● 郵便番号・296-8601

市と市民、事業者などが共に手を取りあって

今、地球規模で環境問題が叫ばれています。私たちは、より一層環境のことを考え、できることから始めなければー。市では、市民や事業者などの皆さんと協力して豊かで快適な環境づくりに取り組み、次世代に、より良い環境を引き継いでいきながら将来にわたって持続的な発展ができるよう、それぞれの役割などを定めた『環境基本条例』を制定しました。今回は、そのあらましをお知らせします。

とじて保存しましょう

豊かで快適な環境を未来に『環境基本条例』

制定の目的

豊かで快適な環境は、私たち人類が生活を営んでいくうえで欠かせません。

しかしながら、現在、環境問題は自動車の排気ガスによる大気汚染や家庭排水による河川の汚れなど、暮らしに身近な問題から、ひいては、温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模までに広がっています。

このため、私たちは環境の保全やより良い環境づくりを計画的に進め、将来にわたって健康で文化的な生活が送れるようにしていく必要があります。

環境基本条例は、次世代に、豊かで快適な環境を残していくために、市の環境施策の最も基本となる枠組みを定めたものです。

基本理念

基本理念として、次の四つを定めています。

①現在や将来の市民が、豊かで快適な環境の恵みを受けられること

②みんなが公平な役割を持ち、資源循環型の社会を創ること

③人と自然が共生し、調和のとれた快適な環境を創ること

④地球の環境をみんなで守っていくこと

市・事業者・市民などの責務

自然環境の保全や公害防止、ごみの減量などに、市や事業者、市民に観光客、滞在者をも含め、責任を持ってより良い環境をつくっていくことを定めています。

環境基本計画を策定

ふるさとの良好な環境を守り、より良い環境をつくっていくために、市では今後、次のような施策の実施に努めていきます。

(1)環境基本計画を策定します
(2)公害の防止に必要な規制や協定、助成を行います
(3)ごみ処理施設や公園などの整備を進めます
(4)資源リサイクルや環境にやさしい製品の利用を促進します
(5)環境の状況調査や監視体制をつくっていきます
(6)環境週間を設けます
(7)市民に環境に関する施策の実施状況等を報告します
(8)市民、事業者などの皆さんの提言を取り入れます
(9)市民の環境保全活動に対する支援を行います
(10)環境学習を推進します
(11)環境についての情報をお知らせします
(12)近隣市町村と協力します
(13)地球環境保全のため、できることから取り組みます

みんなの役割分担は？

市

○さまざまな環境施策の計画・実施
- 環境基本計画の策定
- 公害などの規制
- 環境保全協定や助成
- ごみ処理施設、公園の整備
- 資源リサイクルの推進
- 調査の実施、監視体制づくり
- 環境週間の設定
- 環境施策の実施状況の公表
- 市民、事業者などの参加促進と推進体制づくり
- 地球環境の保全の推進

市民

○環境にやさしい生活の実現
○市の環境施策への協力

事業者

○公害の発生の未然防止
○製品の生産、使用、廃棄時の環境への負荷軽減とリサイクル
○市の環境施策への協力

旅行者・滞在者

○自ら環境を守り良くすること
○市の環境施策への協力

安房郡市11市町村が合併重点支援地域の指定

鴨川市を含む安房十一市町村が、三月二十五日に、千葉県知事により「合併重点支援地域」の指定を受けました。

この指定は、県内では昨年の野田市・関宿町に続くものとなります。

市では合併重点支援地域の指定を受け、一年以内に関係市町村との話し合いの場となる「合併協議会」を設置し、合併の是非を含めた議論を進めていくことになります。

今後は、地域座談会や各種会議などを通じて合併のメリットやデメリットなどを含め皆さんに理解をいただき、将来に向かって市民が主体となった合併議論が図られるよう、具体的な検討を行っていきます。

市町村合併については、平成十二年十二月に示された国の行政改革大綱の中で「市町村合併後の自治体数を千(現在の約三分の一)を目標とする」という方針が示されています。

また、県では知事を本部長に「市町村合併支援本部」を設け、自治体の取り組みを支援しています。

地方分権の進展や行政ニーズの多様化、地方を取り巻く厳しい財政状況、少子・高齢化などの状況を受け、市町村合併は避けて通れない"課題"となっています。

市でも、合併を支援するさまざまな特例措置を定めた合併特例法の期限が、三年後の平成十七年三月末となっていることを考えると、手続きの面からも、今すでに市町村合併について検討する時期にきていると認識しています。

このような状況を受け、市では、平成十三年八月に市職員による合併調査研究会を設置。安房地域の市町村でつくる安房郡市広域市町村圏事務組合では基礎的な調査が進められています。

一方、市議会でも、平成十三年六月、市町村合併に関する調査特別委員会を設置し、同委員会や分科会でさまざまな視点から調査・研究が重ねられました。

その結果、三月一日には、合併重点支援地域の指定要請に向けて全力で取り組むよう、市議会からの建議があったところです。

そして、合併重点支援地域の指定については、今年になって安房地域の各市町村および議会の合意が図られ、三月二十二日に、安房十一市町村の首長・議会議長が知事を訪問し、指定に係る要請を行いました。

これを受け、県では合併支援本部において安房十一市町村の合併重点支援地域指定を決定したものです。

合併についてのお問い合わせやご意見は、市企画振興課(☎(93)7828)または、Eメール(kikaku@city.kamogawa.chiba.jp)へ。

11市町村長・議長が知事に指定要請

東京ドームで鴨川デ[illegible]「日本ハム」対「ダイエー」▷とき　5月4日(土)　8時30分市役所出発、午後1時30分プレーボール　▷参加費　高校生以上9,000円、小学生以下6,000円　▷募集　100人　▷申し込み　参加費を添えて鴨川駅前観光案内所か市観光課へ